介護保険サービスセンター創生の里

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（大分市指定　第４４７０１００３１６号）

当事業所はお客様に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供されるサービス内容、契約についてご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

お客様が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施させて頂きます。

○ お客様の心身の状況やお客様とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
○ お客様の居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
○ 必要に応じて、事業者とお客様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※サービスの利用は、原則として認定申請により「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、認定申請をすればその日からサービスの利用は可能です。（但し、その場合は償還払いとなります）

１．事業者

法　人　名	社会福祉法人　若草会
法人所在地	大分市大字野田３０６番地の２
電話番号	０９７－５４９－００１２
代表者氏名	理事長　安東　真英
設立年月日	昭和４９年2月１６日

２．事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業の目的	お客様の委託を受けて、介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
事業所の名称	介護保険サービスセンター創生の里 令和２年４月１日　　大分市　４４７０１００３１６号
事業所の所在地	大分市大字野田３０６番地の２
電話・FAX	TEL　５４９－００３１　FAX　５８６－００８０
管理者氏名	平尾洋子（主任介護支援専門員）
当事業所の運営方針	１．居宅介護支援は、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業主体から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ２．そのサービスの提供に当たっては、お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、お客様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立の立場を保持する。 ３．事業の運営に当たっては、市町村関係機関、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
開 設 年 月 日	平成１１年８月３１日

３．事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実 施 地 域	大分市及び由布市挾間町
受 付 時 間	午前８時～午後５時３０分 （但し時間外については携帯電話にて 24 時間連絡体制を整えています。）
サービス提供時間帯	午前８時～午後５時３０分（日曜日は除く）

４．職員の体制

当事業所では、お客様に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉　　　　※主任介護支援専門員数には管理者を含む。

職　種	常勤	非常勤
１．管　理　者	1	0
２．主任介護支援専門員	2	0
３．介護支援専門員	4	1

５．サービスの内容と利用料金

（１）サービスの内容

①居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整

お客様とともに、お客様に必要な援助を考え、複数の事業所の紹介を行うとともに、ケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。

尚、お客様が病院、診療所等に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院、診療所にお伝えください。

②経過観察、再評価

１ヶ月に１回以上、担当の介護支援専門員がお客様のお宅にうかがって、サービス内容が適切か、などについて話し合います。

③給付管理

介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。

④お客様からの相談の対応

介護保険に関する苦情、人権擁護、虐待等についてご相談をお受けします。

⑤居宅サービス計画作成後の経過観察、再評価及び再認定の協力、援助

・お客様及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

・お客様の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

⑥居宅サービス計画の変更

お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅

サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑦介護保険施設への紹介

お客様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はお客様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

（２）介護サービス計画作成料金

居宅介護支援に関するサービス料金について、要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、お客様の自己負担はありません。

居宅介護支援費（基本）	：要介護１・２　＝10,860 円
	要介護３・４・５＝14,110 円

※介護報酬改定により上記支援費に対して特定事業所加算Ⅱ4,210 円が発生しますが基本支援費同様にお客様のご負担はありません。

その他にも、初回加算 3,000 円、入院時情報連携加算（Ⅰ）2,500 円（Ⅱ）2,000 円、通院時情報連携加算 500 円、同一建物減算（所定単位数の 5%減算）が該当するお客様には上記の金額が発生しますが、基本支援費同様自己負担はありません。

（３）その他の費用

お客様の選定により大分市及び由布市挾間町以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行った場合には、１回の交通費としてガソリン代の実費を頂くことがあります。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、お客様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

②お客様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

７．苦情の受付および人権擁護、虐待防止の対応

当事業所に対する相談、苦情、及び権利擁護は下記の専用窓口で受け付けます

大分市長寿福祉課	TEL　０９７－５３４－６１１１ 受付：毎週月曜～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分
大分県国保連合会	TEL　０９７－５３４－８４７０ 受付：毎週月曜～金曜日　8 時 30 分～17 時
お客様相談窓口 苦情受付窓口	〇介護保険サービスセンター創生の里 管理者（主任介護支援専門員） 平　尾　洋　子 TEL　０９７－５４９－００３１ 受付：毎週月曜日～土曜日　8 時～17 時 30 分 〇若草会福祉サービス相談委員会　第三者委員 安東初代　　　０９７－５８３－０７２４ 高橋美佳　　　０９７‐５８３‐２１４８ 工藤和代　　　０９７‐５４９‐２４６６ 〇大分県福祉サービス運営適正化委員会 ㈹０９７−５５８－０３００

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
　　虐待防止に関する責任者　　管理者　平尾　洋子
② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9. 事故発生時の対応

① 当事業所は、お客様に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、お客様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
② 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 秘密保持について

事業所及び事業所の職員は正当な理由がない限り、居宅介護支援サービスの提供に際して知り得たお客様及びお客様のご家族の秘密を漏らしませ

ん。この守秘義務は、退職後も同様です。

11. 個人情報の取り扱いについて

ア）事業所は、居宅介護支援サービスを適切かつ円滑にお客様に提供することを目的として、個人情報を用います。

イ）事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、お客様及びお客様のご家族に関する個人情報を用いる場合があります。

・認定調査及び居宅サービス計画、また介護保険事務等の内容について関係する都道府県、市町村、その他委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。

・主治医・医療機関等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。

・その他の居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・ご家族等が、サービス担当者会議など、サービス提供上情報を用いる必要がある場合。

ウ）事業所は、お客様に関する個人情報は適正に入手いたします。またお客様及びお客様のご家族個人情報が含まれる記録物については、管理者の責任のもとに管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止いたします。

エ）事業所は、個人情報の変更・利用制限・訂正・削除に関すること、個人情報の管理上の苦情・相談について、対応いたします。

12. サービス提供の記録は支援終了後、5年間保管します。またお客様の求めにより事業所内での記録の閲覧、複写物の交付を受けることができます。

13. 予防給付（要支援1･2）への変更時には地域包括支援センターとの連携をとり、円滑にサービスの提供が出来るように対応します。

14. 人権擁護、高齢者虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、下記の対策を講じます。

（１）虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

（２）虐待の防止のための指針を整備し、定期的に実施する研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。

（３）職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

15. ハラスメントについて
ハラスメント対策の為、次に掲げる措置を講じます。
（1）暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
（2）職員は、ハラスメントを防止するための研修を受講し、事業所内で共有を図っています。

16. 業務継続計画策定について
（1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定します。
（2）当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人若草会
介護保険サービスセンター　創生の里

施設長　　　　　　　　　　氏　名　　安東　真英　　　　　　印

管理者名　　　管理者　　　氏　名　　平尾　洋子　　　　　　印

説明者名　介護支援専門員　氏　名　　　　　　　　　　　　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。また、サービス担当者会議等において、個人情報を用いることについて同意しました。

お客様住所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

代理人住所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規程に基づき、利用申込書またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

平成11年8月　31日作成　　　　　　　令和6年6月　1日　一部改正